



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県資源管理方針の変更 ・長崎県知事管理漁獲可能量 ・道路の供用開始 ・一般競争入札の参加者の資格等 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗の新設の届出 ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（5件） ・測量の実施 ・一般競争入札の実施 ・落札者等 <p>◎ 交通局公告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の参加者の資格等 ・一般競争入札の実施 <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員指導教育責任者講習の実施 ・警備員等に対する検定の実施 	<p>所管課（室）名</p> <p>文化振興課</p> <p>漁業振興課</p> <p>〃</p> <p>道路維持課</p> <p>物品管理室</p> <p>経営支援課</p> <p>漁業振興課</p> <p>建設企画課</p> <p>物品管理室</p> <p>生涯学習課</p> <p>総 務 課</p> <p>〃</p> <p>生活環境課</p> <p>〃</p>
---	---

告 示

長崎県告示第481号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 観光振興課関係						別表（第2条関係） 観光振興課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
	1～5	略					1～5	略			
	6	長崎県	宿泊事業	補助対象者が実	予算の						県内宿

宿泊施設感染拡大防止策等支援事業費補助金	者が取り組む新型コロナウイルス感染症拡大防止策等を支援することにより、受入態勢の整備・強化を図る。	施する次に掲げる取組に要する経費 (1) 感染症対策に資する物品の購入等に要する経費 (2) 前向き投資に要する経費	範囲内において知事が別に定める基準による。	泊事業者
----------------------	---	--	-----------------------	------

長崎県告示第482号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、長崎県資源管理方針（令和2年長崎県告示第754号）の一部を次のとおり変更し、令和3年7月1日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第1～7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くらまぐろ（小型魚）」から「<u>別紙1-7 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-1）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 長崎県くらまぐろ（小型魚）定置漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）</p> <p>②及び③ 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 略</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで <u>陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。）</u></p> <p>2 長崎県くらまぐろ（小型魚）漁船漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p>	<p>第1～7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くらまぐろ（小型魚）」から「<u>別紙1-6 するめいか</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-1）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 長崎県くらまぐろ（小型魚）定置漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）</p> <p>②及び③ 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 略</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から3日以内</p> <p>2 長崎県くらまぐろ（小型魚）漁船漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p>

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 略
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと認めるときは、この限りではない。）

第3及び第4 略

(別紙1-2)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

②及び③ 略

- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 略
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなくなったと認めるときは、この限りではない。）

2 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

- (1) 略
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
- ① 略
 - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなくなったと認めるときは、この限りではない。）

第3及び第4 略

(別紙1-3)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まあじ中型まき網漁業

- (1) 略
- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 略
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

第3及び第4 略

(別紙1-2)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
中西部太平洋条約海域

②及び③ 略

- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 略
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

2 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

- (1) 略
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
- ① 略
 - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

第3及び第4 略

(別紙1-3)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まあじ中型まき網漁業

- (1) 略
- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 略
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと認めるときは、この限りではない。）

2 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 略
- 2 農林水産大臣により、法第15条第1項に定める都道府県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保枠を設定できるものとする。また、長崎県まあじ中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量は、当該都道府県別漁獲可能量から留保枠を除いた数量に、0.901を乗じて得た数量（100トン未満の端数は切り上げる。）とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

3 略

第4及び第5 略

（別紙1-4）～（別紙1-6） 略

（別紙1-7）

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する中型まき網（1（又は2）そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網漁業をいう。）
- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなくなった

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 略
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

2 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 略
- 2 農林水産大臣により、漁業法第15条第1項に定める都道府県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保枠を設定できるものとする。また、長崎県まあじ中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量は、当該都道府県別漁獲可能量から留保枠を除いた数量に、0.901を乗じて得た数量（100トン未満の端数は切り上げる。）とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

3 略

第4及び第5 略

（別紙1-4）～（別紙1-6） 略

と認めるときは、この限りではない。)

2 長崎県まさば及びごまさばその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業であつて、中型まき網漁業を除く。以下「まさば及びごまさばその他漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分

された漁獲可能量を平成29年（2017年）から平成31年（2019年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。

2 農林水産大臣により、法第15条第1項に定める都道府

県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保枠を設定できるものとする。また、長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量は、当該都道府県別漁獲可能量から留保枠を除いた数量に、0.969を乗じて得た数量（100トン未満の端数は切り上げる。）とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

3 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業の知事管理

漁獲可能量（以下「当該数量」という。）の消化率が9割に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、当該数量に留保枠を加え、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば及びごまさばその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、21,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まさば及びごまさばその他漁業	21,000隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定め

<p>る場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p>

長崎県告示第483号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
令和3年7月1日から令和4年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。
【まさば及びごまさば】 25,000トン
- 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項
令和3年7月1日から令和4年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。
【まさば及びごまさば】
長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 24,300トン
長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準

長崎県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保嬉野線	東彼杵郡波佐見町宿郷字宿647番1地先から 官公有無番地先 (東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷字平田2210番6)まで	令和3年6月29日

長崎県告示第485号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

- 1 調達する物品の種類
調達する物品の種類は、次のとおりとする。
3入札第47号 タワーサーバ ほか
タワーサーバ 78台
無停電電源装置 78台
外付けハードディスク 78台
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和3年7月15日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 【注】上記「ウ」「エ」について
新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。
○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。
○国税：「徴収猶予許可通知書」
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕095-895-2881
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行

政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス白岳店

長崎県佐世保市白岳町50-19

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年2月15日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,557.63平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 53台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 10台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側 27.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北西側 9.0立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
9時00分から22時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
8時30分から22時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地西側 1箇所
建物敷地南西側 1箇所 合計2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和3年6月14日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県佐世保市黒島町3886番地2
大村 靖
長崎県佐世保市黒島町403番地2
松崎 芳久
 - (2) 加入区
佐世保市黒島加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
佐世保市相浦漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県佐世保市相浦町2731番地16

佐世保市相浦漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県平戸市大島村大根坂2174番地1

田上 二三夫

長崎県平戸市大島村大根坂2059番地6

山口 正義

(2) 加入区

大島村加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大島村漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県平戸市大島村的山川内330番地3

大島村漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市美津島町尾崎517番地2

西山 文利

長崎県対馬市美津島町尾崎126番地

國分 勇児

(2) 加入区

尾崎加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

美津島町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市美津島町久須保711番地10

美津島町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県対馬市豊玉町小綱277番地
村瀬 隆春
長崎県対馬市豊玉町小綱240番地
大庭 儀
- (2) 加入区
綱島加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
豊玉町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地 9
豊玉町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県西海市西海町水浦郷224番地
柴田 勝喜
長崎県西海市西海町水浦郷212番地イ
田川 二夫
- (2) 加入区
瀬川加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
瀬川漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県西海市西海町水浦郷515番地
瀬川漁業協同組合

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、松浦市長から公共測量（数値地形図データ作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
松浦市全域	令和3年5月31日から 令和4年2月28日まで

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

3 入札第47号	タワーサーバ ほか	
	タワーサーバ	78台
	無停電電源装置	78台
	外付けハードディスク	78台

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年12月10日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

- (電話) 095-895-2881
(提出期限) 令和3年7月15日 17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
(名称) 長崎県出納局物品管理室
(電話) 095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和3年8月17日 17時00分
- 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和3年8月5日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室
(期日) 令和3年8月18日10時00分
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和3年8月17日 17時00分(必着)
(提出先) 長崎県出納局物品管理室
(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 - ①Tower server, 78 units
 - ②UPS (Uninterruptible power system), 78 units
 - ③EHD (External hard disk), 78 units
- (2) Delivery period:
December 10, 2021
- (3) Delivery place:
Meeting Room, Administration Building, Nagasaki Prefectural Office
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5 :00 p.m. August 17, 2021

- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. August 18, 2021
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3 - 1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年6月29日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等の名称及び数量
3 教生第27号 長崎図書館郷土資料センター I C タグ関連機器等の賃貸借及び保守 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県教育庁生涯学習課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-894-3362
- 3 調達方法
借入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年6月10日
- 6 落札者
東京都港区港南2-12-23
株式会社ソフエル 伊賀 亨治
- 7 落札価格
34,078,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 8 入札公告日
令和3年4月30日
- 9 落札方式
最低価格

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年6月29日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量
軽油 1,426キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者

- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 当該軽油を確実に納入できない者
- (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
- (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のみのみを審査する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
 - (ア) 売上高当期利益率
 - (イ) 固定長期適合率
 - (ウ) 流動比率
- カ 当該軽油を確実に納入しうること（様式第4号から様式第8号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和3年7月20日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (3) 申請書の提出方法
 - ア 申請者のうち、県資格を取得している者
申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - (ア) 誓約書
 - (イ) 委任状
 - (ウ) 印鑑届（様式第3号）
 - (エ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第4号から様式第8号まで）
 - (オ) 直近の決算書の写し
 - (カ) 県からの資格審査結果通知書の写し
 - イ 申請者のうち、県資格を取得していない者
申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - (ア) 誓約書
 - (イ) 財務関係明細書
 - (ウ) 営業概要書
 - (エ) 委任状

- (㊦) 法人にあつては登記簿謄本
 - (㊧) 個人にあつては次のa及びb
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (㊨) 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - (㊩) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - (㊪) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - (㊫) 印鑑届(様式第3号)
 - (㊬) 当該軽油を確実に納入しうることの証明(様式第4号から様式第8号まで)
 - (㊭) 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- (住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
 - (名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)
 - (電話) 095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書(様式第9号)により通知(郵送)する。
- 6 資格の有効期間
- この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知
- 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施(公告)

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和3年6月29日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量
軽油 1,426キロリットル
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による
- (3) 納入期間
令和3年8月1日から令和3年10月31日まで
- (4) 納入場所
 - ア 長崎営業所(長崎市八千代町3-1)
 - イ 矢上営業所(長崎市田中町384-1)
 - ウ 長与営業所(西彼杵郡長与町高田郷721-2)
 - エ 諫早営業所(諫早市貝津町1492-1)

オ 大村営業所（大村市松山町489-13）

(5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

軽油 1,303キロリットル 令和3年10月頃

イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

令和3年2月9日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 軽油調達に関する令和3年6月29日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和3年6月29日付け長崎県公報第11032号搭載）に定める資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）

（電話）095-822-5141

（提出期限）令和3年7月20日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

(1) 2の入札参加資格を有する者であること。

(2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。

(3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）

（電話）095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）令和3年6月29日から令和3年7月20日（県の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課 (総務係)

(受領期限) 令和3年7月27日 午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵送 (郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。) で行うこと。

10 入札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室

(日時) 令和3年7月28日 午前10時00分

開札当日が悪天候 (大雨、大雪、台風接近等) 等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額 (消費税及び地方消費税を含む) に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約 (契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの (2件以上) を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額 (消費税及び地方消費税を含む) に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの (2件以上) を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき (入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。) 等入札者の意思表示が確認できないとき。

- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 1,426KL
- (2) Delivery period
From August 1st, 2021, to October 31, 2021
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3 - 1
 - b) Yagami Office Nagasaki City, Tanaka-machi, 384- 1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721- 2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492- 1
 - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than July 27, 2021
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 July 28,2021
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3 - 1
Tel 095-822-5141

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第22号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

令和3年6月29日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 講習の種別

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期日

- (1) 新規取得講習
令和3年8月16日（月）から同月20日（金）までの5日間
- (2) 追加取得講習
令和3年8月19日（木）及び同月20日（金）の2日間

4 実施場所

長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館

5 受講定員

- (1) 新規取得講習
15人
- (2) 追加取得講習
5人

6 受講対象者

(1) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和3年7月5日（月）から同月14日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

- (ア) 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通
- (イ) 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通
- a 6(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

- (ア) 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通
- (イ) 2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)のaからeまでに掲げる書面 1通

8 講習手数料

受講する講習の種別に応じ、次に掲げる手数料を、受講申込時に長崎県収入証紙により納付すること。
なお、講習受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

(1) 新規取得講習

38,000円

(2) 追加取得講習

14,000円

9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会
長崎市万屋町2-21-211

10 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、講習を中止する場合がある。

(2) 講習関係

- ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
- イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。
- ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(3) 問合せ先

- ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

長崎県公安委員会告示第23号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年6月29日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

1 検定を行う警備業務の種別及び区分

交通誘導警備業務2級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

(1) 日時

令和3年10月16日（土）午前10時から午後6時までの間

(2) 場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

(3) 検定予定人員

15人

3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 長崎県内に住所を有する者

(2) 崎県内の営業所に属する警備員

4 検定試験内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申請時間	申 請 先
令和3年7月5日（月）から同月14日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料

14,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 合格発表

本検定の合格発表は、当日、本人に対して行う。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一
号

電話代表
直通表（八九五）
二一一一
二一一四

印刷所

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
ト
弥